〇総務省告示第三百四号

令

和

兀

年

九

月

五.

日

第 に 相 電 当 波 百 六 法 す 十三 る (昭 技 号 術 和 基 準 + 電 五. と 波 年 L 法 法 て 第 律 総 兀 第 条 務 百 大 \mathcal{O} 三十 臣 第 が 指 七 号) 項 定 す \mathcal{O} 規 第 る 技 定 兀 条 術 に の 二 基 基 準 づ < 第 を 定 七 同 \Diamond 条 項 0 第 る 規 件 項 定 に \mathcal{O} \mathcal{O} 基 同 法 づ 部 き、 第 を 三 次 章 令 \mathcal{O} に 和 ょ う 定 元 に 年 \Diamond 改 る 総 正 技 務 す 術 省 告 る 基 準 示

総務大臣 寺田 稔

下 改 次 正 対 \mathcal{O} 後 象 表 欄 規 に ょ 定 に り、 掲 げ と 改 る 1 う。 対 正 象 前 規 欄 定 は 及 で び 改 改 改 正 正 正 前 後 前 欄 欄 欄 に に に 対 掲 応 れ げ に る L 対 7 対 応 象 掲 す 規 げ る る 定 を そ Ł 改 \mathcal{O} \mathcal{O} を 標 正 掲 記 後 げ 欄 部 7 分 に に 1 掲 な げ る 重 11 傍 ŧ 対 線 象 \mathcal{O} 規 を は 定 付 ک لح L れ た L を 7 規 定 加 移 え 動 る。 以 L

改 正 後	改 正 前
法第四条の二第二項の規定により法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大	[[三 4]
臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。	
[一~三 略]	
四 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの	四[同上]
1 IEEE802. 11ah	[新設]
2 [略]	1 [同上]
3 [略]	2 [同上]
4 [略]	3 [同上]
[五~十 略]	[五~十 同上]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	弘記である。